



令和4年度より
幼稚園教諭および保育士
修学資金貸付の手引き

令和4年4月
認定こども園 斜里大谷幼稚園

目 次

- 1 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 申込み等の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
- 3 手続きに必要な提出書類・・・・・・・・ p 9
- 4 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・ p 13
- 5 補則・・・・・・・・・・・・・・・・ p 13



1 事業の概要

(1)目的

指定保育士養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格取得を目指し、資格取得後に認定こども園斜里大谷幼稚園で、保育士業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、認定こども園斜里大谷幼稚園において質の高い保育士の養成・確保に資することを目的とします。

(2)実施主体

認定こども園 斜里大谷幼稚園（以下「斜里大谷幼稚園」という。）が行います。

(3)貸付対象・条件等

4
月
募
集

- ①貸付対象以下の全ての条件に該当する方が対象です。
 - ア 令和3年年度以降に養成施設に在学している者
日本国内に住所を有していること、または日本国内に所在する養成施設に在学していること
 - イ 保育士の資格を取得した後、斜里大谷幼稚園において3年以上保育士業務に従事する意思を有すること
 - ウ 成績良好であり、かつ家庭の経済状況等から本資金が必要と認められる方
- ②貸付額等を、下記の金額を上限として貸し付けます。
 - ア 学 費 学校納付金額（各期納入額全額 2年間を限度に）
 - イ 入学準備金（＝入学金） 200,000円（初回の貸付時）
 - ウ 就職準備金 200,000円（卒業時）
- ③貸付利子は無利子です。
- ④貸付期間は在学中の2年間を限度とします。
- ⑤貸付には連帯保証人が必要です。
（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）
- ⑥入学準備金は、本年度4月入学の1年生のみ申請できます。
- ⑦就職準備金は、斜里町内に実家のある方は貸付できません。

【10月募集については、4月募集の状況により実施を判断します】

10
月
募
集

- ①貸付対象以下の全ての条件に該当する方が対象です。
- ア 令和3年度以降に養成施設に在学している者
 - イ 日本国内に住所を有していること、または日本国内に所在する養成施設に在学していること
 - ウ 保育士の資格を取得した後、斜里大谷幼稚園において3年以上保育士業務に従事する意思を有すること
 - エ 成績良好であり、かつ家庭の経済状況等から本資金が必要と認められる方
- ②貸付額等下記の金額を上限として貸し付けます。
- ア 学費 学校納付額（各期納入全額 2年間を限度に）
 - イ 入学準備金（＝入学金） 200,000円（初回の貸付時）
 - ウ 就職準備金200,000円（卒業時）
- ③貸付利子は無利子です。
- ④貸付期間は、令和3年4月以降の在学中の2年間を限度とします。
- ⑤貸付には連帯保証人が必要です。
（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）
- ⑥入学準備金は、本年度秋入学の1年生のみ申請できます。
- ⑦就職準備金は、斜里町内に実家のある方は貸付できません。

(4)貸付方法（申込み・決定）

修学資金は、斜里大谷幼稚園と貸付対象者との契約により貸し付けます。

①貸付の申込み

借受希望者は、申請書等申込みに必要な書類をすべて揃え、養成施設（学校）に提出してください。養成施設（学校）は、養成施設の長の推薦書を作成し、各申請書類とあわせて斜里大谷幼稚園あてに書類を提出してください。

※養成施設によって受付の窓口、方法、期間は異なりますので、必ず学校側に御確認ください。

※書類提出の際は別添「申請チェックリスト」で不足がないか必ず確認してください。

②貸付の審査・決定

斜里大谷幼稚園は申込内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定後、借受希望者と養成施設あて通知します。

ア 4月募集：7月中旬予定

イ 10月募集：11月下旬予定

※申請から決定までは、提出書類の確認及び貸付審査を経て、貸付決定通知もしくは不承認通知を養成施設あてに郵送します。ただし、申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により通知が遅くなる場合があります。

※審査の結果、貸付できない場合があります。

(5)貸付金の振込

①貸付契約に基づき、学費(月額)は、4月、10月の年2回、指定口座に振り込みます（原則は前期分後期分）。

※ただし、初年度の振込時期は下記を予定しています。

ア 4月募集：8月（前期分）、10月（後期分）

イ 10月募集：1月（後期分） ※秋入学の方は前期分

②入学準備金は、第1回の送金時に学費と併せて振り込みます。

③就職準備金は、学費とは別で卒業時(卒業月を予定)に振り込みます。

※最終学年時（卒業学年）の卒業月に「卒業見込報告書を提出いただき、該当者の卒業見込み状況を確認します。

④貸付金の振込日が決まり次第、養成施設へお知らせします。

(6)貸付契約の解除

斜里大谷幼稚園園長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除します。

①貸付対象者が契約解除を希望したとき

②養成施設を退学したとき

③心身の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと認められるとき

④学業成績が著しく不良となったと認められるとき

⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき

⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(7)貸付の休止

貸付対象者が養成施設を休学し、または停学の処分を受けたときは貸付を休止します。

(8)返還

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還事由

- ア 貸付契約が解除されたとき
- イ 斜里大谷幼稚園において教育保育業務に従事しなかったとき
- ウ 斜里大谷幼稚園において教育保育業務に従事する意思がなくなったとき
- エ 斜里大谷幼稚園業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

②返還期間は、学費の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間とします。

③返還事由が発生した翌月から返還していただきます。

④正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年3%の割合で計算した延滞利子の支払い義務が生じます。

(9)返還の猶予

下記の場合は申請により返還が猶予できます。

- ①資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ②斜里大谷幼稚園において正職員として教育保育業務に従事しているとき
- ③被災、傷病、心身の故障その他やむを得ない事由により資金の返還が困難であると認められるとき（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、教育保育業務等に従事したとはみなされません）。
 - ア 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
 - イ 出産・育児のため退職し、出産後、再就職を希望する場合
 - ウ 養成施設卒業後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合
 - エ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得に限る）
 - オ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・斜里大谷幼稚園在職中の病気休職等を取得する場合
 - ・斜里大谷幼稚園を退職し疾病・負傷等の治癒後に、再就職を希望する場合
 - カ 内定後、就職待機中の場合
 - キ 斜里大谷幼稚園において教育保育業務等以外の職種に採用された場合であって、正職員幼稚園教諭または保育士業務等に従事する意思があると認める場合
 - ク その他該当する場合

(10) 返還債務の免除

①申請により返還債務が免除となる時

- ア 養成施設を卒業した日から、斜里大谷幼稚園に正職員として就職し、3年間引き続き教育保育業務に従事した場合
- イ 斜里大谷幼稚園で教育保育士業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合
- ウ 斜里大谷幼稚園の都合により、採用が困難になった場合

②返還債務の一部が免除される時（審査があります）

- ア 斜里大谷幼稚園で正職員として保育士の業務に3年未満従事した場合
 - ・返還免除額=貸付総額÷36×勤務月数(端数切上げ)
- イ 返還者が死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められる時

(11) 届出の義務（届出が必要な時）

【在学中・卒業後】

- ①貸付対象者または連帯保証人の住所・氏名・勤務先等重要な事項に変更があった時
- ②貸付対象者または連帯保証人が死亡した時

【在学中】

- ③休学、復学、転学、退学した時
- ④停学、退学の処分を受けた時
- ⑤留年した時

【卒業後】

- ⑥斜里大谷幼稚園で教育保育業務に従事した時
- ⑦斜里大谷幼稚園以外の就職する時
- ⑧斜里大谷幼稚園で教育保育業務に従事しなくなった時

(12) 留意事項

①卒業見込報告書の提出について

就職準備金は、幼稚園教諭・保育士の資格を取得し、斜里大谷幼稚園に正職員として就職することを前提に、教育保育業務の従事に必要な物品購入等に充てるための資金とし、卒業時に貸し付けます。

※最終学年時（卒業年度）の「卒業見込み状況」を確認するため、養成施設から「卒業見込報告書（指定様式）」を提出いただきます。

2 申込み等の手続き

(1) 貸付申込み手続き

①貸付申請	<p>「修学資金貸付申請書(様式第1号)」等に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて養成施設に提出してください。書類は養成施設から認定こども園斜里大谷幼稚園(以下、「斜里大谷幼稚園」という)に送付されます。</p> <p>【必要書類】手続きに必要な提出書類及び別添申請チェックリスト参照</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



②貸付決定 ※審査を行います	<p>斜里大谷幼稚園が審査を行い、貸付の可否を決定します。</p> <p>審査の結果は斜里大谷幼稚園から養成施設に送付し、申請者に通知されますが、貸付決定した場合、斜里大谷幼稚園から貸付決定通知と「借用証書(様式第5号)」の様式等を送付します</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



③借用書等の 提出資金の交付	<p>記入・押印した借用証書等を養成施設に提出してください。斜里大谷幼稚園は借用証書等を確認した後、申請者本人の銀行口座に前期後期に分けて振り込みます。</p> <p>振込時期は、4月、10月の予定です(状況に応じて変更することがあります)。※貸付初年度は貸付決定後、適宜振り込みます(P3参照)。</p> <p>貸付けを辞退するときは「貸付停止・再開・辞退届(様式8号)」を養成施設に提出してください。書類は斜里大谷幼稚園に送付されます。</p> <p>辞退以後の貸付けは停止となりますので、「返還計画申請書(様式第11号)」を提出してください。その後、斜里大谷幼稚園で決定した返還計画に基づき返還していただきます。</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

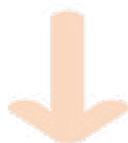
(2) 養成施設卒業後の手続き

【返還猶予の場合】

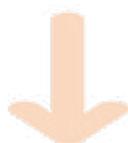
養成施設の卒業後に原則として貸付金を返還することになりますが、斜里大谷幼稚園において内定後就職待機中の場合等には、返還が猶予されます。

卒業後に保育業務につく手続きの流れ

卒業報告業務従事届返還猶予申請



返還猶予決定



返還免除申請借用証書の返還

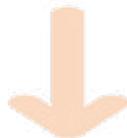
- ①卒業した場合、「卒業届(様式第9号)」と「免許状(写)」を斜里大谷幼稚園に提出してください。
- ②審査の結果は斜里大谷幼稚園から、申請者に通知します。
- ③斜里大谷幼稚園にて教育保育士業務に従事している期間は返還猶予となります。
- ④休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。
※猶予できる場合もありますのでご相談ください。
- ⑤3年間、斜里大谷幼稚園にて引き続き教育保育業務に従事すると、返還の債務が免除になります。
- ⑥3年間、引き続き保育士業務に従事した後、「返還免除申請書(様式第13号)」に「業務従事届(様式第10号)」を添えて斜里大谷幼稚園に提出してください。
- ⑦返還免除が決定された場合、斜里大谷幼稚園でお預かりしている借用証書(様式第5号)等をお返しいたします。

【返還の場合】

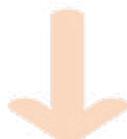
養成施設を卒業後、斜里大谷幼稚園に就職しなかった場合等において、返還が生じた場合は、次の手続きが必要となります。

卒業後に保育業務につかない場合の流れ

卒業報告返還計画申請



貸付金の返還



借用証書の返還

- ①「返還計画申請書(様式第11号)」を斜里大谷幼稚園に提出してください。
- ②申請後、斜里大谷幼稚園より送付される納入通知書により、金融機関にて納入してください。
- ③返還が完了した場合は、斜里大谷幼稚園がお預かりしている「借用証書(様式第5号)」等をお返しいたします。

(3) その他の手続き

住所、氏名、勤務先等を変更した場合	養成施設を卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「異動届(様式第7号)」を斜里大谷幼稚園に提出してください。また、養成施設に在学中、住所氏名等に変更があった場合は、養成施設に証明をいただき斜里大谷幼稚園に提出してください。
貸付辞退をする場合	退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合は、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に証明していただき、提出してください。
	「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を受理した後は、貸付けは中止となりますので、「返還計画申請書(様式第11号)」を養成施設に証明をいただき、斜里大谷幼稚園に提出してください。
休学・停学等となった場合復学する場合	貸し付けた資金は斜里大谷幼稚園で決定した返還計画に基づき返還していただきます。
	休学・停学等となったときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に証明していただき提出してください。休学期間内は貸付けが停止となります。
	復学したときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸付けが再開されます。

死亡した場合	貸付対象者が在学中に死亡した場合は、連帯保証人が届出「貸付停止・再開・辞退届（様式第8号）」及び「異動届（様式第7号）」を斜里大谷幼稚園あてに提出してください。なお、「貸付停止・再開・辞退届（様式第8号）」については養成施設の証明を受けてください。卒業後に死亡した場合は、「異動届（様式第7号）」を斜里大谷幼稚園あてに提出してください。
	連帯保証人が死亡した場合は、「異動届（様式第7号）」を斜里大谷幼稚園あてに提出してください。なお、様式の新旧の連帯保証人の住所・氏名・勤務先を必ず記入してください。
卒業見込の確認	貸付対象者の最終学年時（卒業年度）に、該当者の「卒業見込み状況」を確認させていただくため、「卒業見込報告書（様式第15号）」を斜里大谷幼稚園に提出いただきます。養成施設の在学証明書でも可
	該当者の卒業見込み（確定・不確定、留年）の内容および内定状況を確認した後、斜里大谷幼稚園から就業準備金が振り込まれます。

3 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1)必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	書式	備考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式第1号	個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要となる場合があります。 貸付決定後に斜里大谷幼稚園が送付するもの ・貸付決定通知書 ・借用証書（様式第5号）
	住民票（世帯全員）	市区町村が発行のもの（続柄、本籍の記載があるもの） （マイナンバーの記載がないもの）	
	課税証明書	市区町村が発行のもの（収入額の記載があるもの）	
	誓約書	様式第2号	
	推薦書（養成校作成）	様式第3号	
	同意書	様式第15号	

貸付決定後	借用証書	様式第5号	印鑑登録証明書は貸付対象者・連帯保証人で各1枚提出
	修学資金振込口座申請書	様式第6号	
	印鑑登録証明書	市区町村が発行のもの	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学届	様式第4号	年度が変わる度提出 在学証明書でも可
卒業した時	卒業見込報告書	様式第14号	卒業年度に養成施設の証明書でも可

(2)変更事項がある場合に提出するもの

変更事項	提出書類名	書式	備考
貸付対象者および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村が発行のもの	
留年したとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	斜里大谷幼稚園にご相談ください。
休学・転学・停学等したとき			貸付が停止されます。
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき貸付けを辞退するとき貸付停止となったとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	納入通知書を送付します。金融機関から納付してください。
	返還計画申請書	様式第11号	
返還猶予を希望するとき(在学中・被災・心身の故障等)	返還猶予申請書	様式第12号	
死亡したとき	異動届	様式第7号	様式8は、貸付対象者が在学中の場合は提出してください。
	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	
	除籍証明書等	市区町村が発行のもの	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	書式	備考
卒業したとき	卒業届(資格取得届) ※卒業証明書でも可	様式第9号	免許状(写)を添付してください。
返還するとき	返還計画申請書	様式第11号	申請後、斜里大谷幼稚園から「納入通知書」が送付されます。
貸付対象者および保証人の氏名・住所・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村が発行のもの	
死亡したとき	異動届	様式第7号	連帯保証人の場合は住所・氏名・勤務を必ず記入ください。
	除籍証明書等	市区町村が発行のもの	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事項	提出書類名	書式	備考
1 事業概要(9)の①②に該当するとき	返還猶予申請書	様式第12号	
1 事業概要(9)の③に該当するとき	返還猶予申請書	様式第12号	
	医師の診断書罹災証明書等	各証明書のもの	

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事項	提出書類名	書式	備考
返還免除要件に係る勤務を終えたとき	業務従事届	様式第10号	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	返還免除申請書	様式第13号	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき	業務従事届	様式第10号	本園で教育保育業務に従事していると、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	返還計画申請書	様式第11号	

【各種様式】

名 称	様式番号
認定こども園斜里大谷幼稚園幼稚園教諭・保育士修学資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
在学届	様式第4号
借用証書	様式第5号
修学資金振込口座申請書	様式第6号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第7号
貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式第8号
卒業届（資格取得届）	様式第9号
業務従事届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書	様式第13号
卒業見込報告書	様式第14号
同意書	様式第15号
意見書	参考様式

4 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

○斜里大谷幼稚園 事務室

〒099-4113北海道斜里郡斜里町本町46-10

電話 0152-23-2007 F A X 左同

5 補 足

(1)連帯保証人について

- ①連帯保証人は、貸付金を確実に返済できる収入等がある方（無収入の方や生活保護受給者は不可）で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は、申込時点で75歳未満であることが望ましいです。
- ③連帯保証人は借受希望者と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含するものとしめます。
- ④借受希望者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。ただし、借受希望者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している方若しくは里親又はファミリーホームに委託中の方であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（参考様式）等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の方でも差し支えありません。
- ⑤連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、別に返済能力のある連帯保証人（原則近親者）を立てていただきます。
※連帯保証人が2名必要となる場合は、申請書（様式第1号）の連帯保証人欄をコピーしていただき、連帯保証人を2名立てたうえで申請願います。
- ⑥申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思確認のために電話連絡をします。連絡がつかない、または記入をしていない等の事実があった場合は、審査することができませんので、申請書類全てを返却します。

(2)ほかの貸付・支援制度の利用について

日本学生支援機構の貸与型奨学金、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定保育士養成施設等の奨学金等を活用している方においても、斜里大谷幼稚園が必要と認める場合、この貸付を活用することができます。

※必要額以上の申請と認められる場合、減額をする場合があります。

※他制度を利用している方で、不明な点がある場合はお問い合わせください。

(3)住民票について

- ①「続柄」「本籍」が記載されているものを提出してください。
- ②「マイナンバー」は記載されていないものを提出してください。

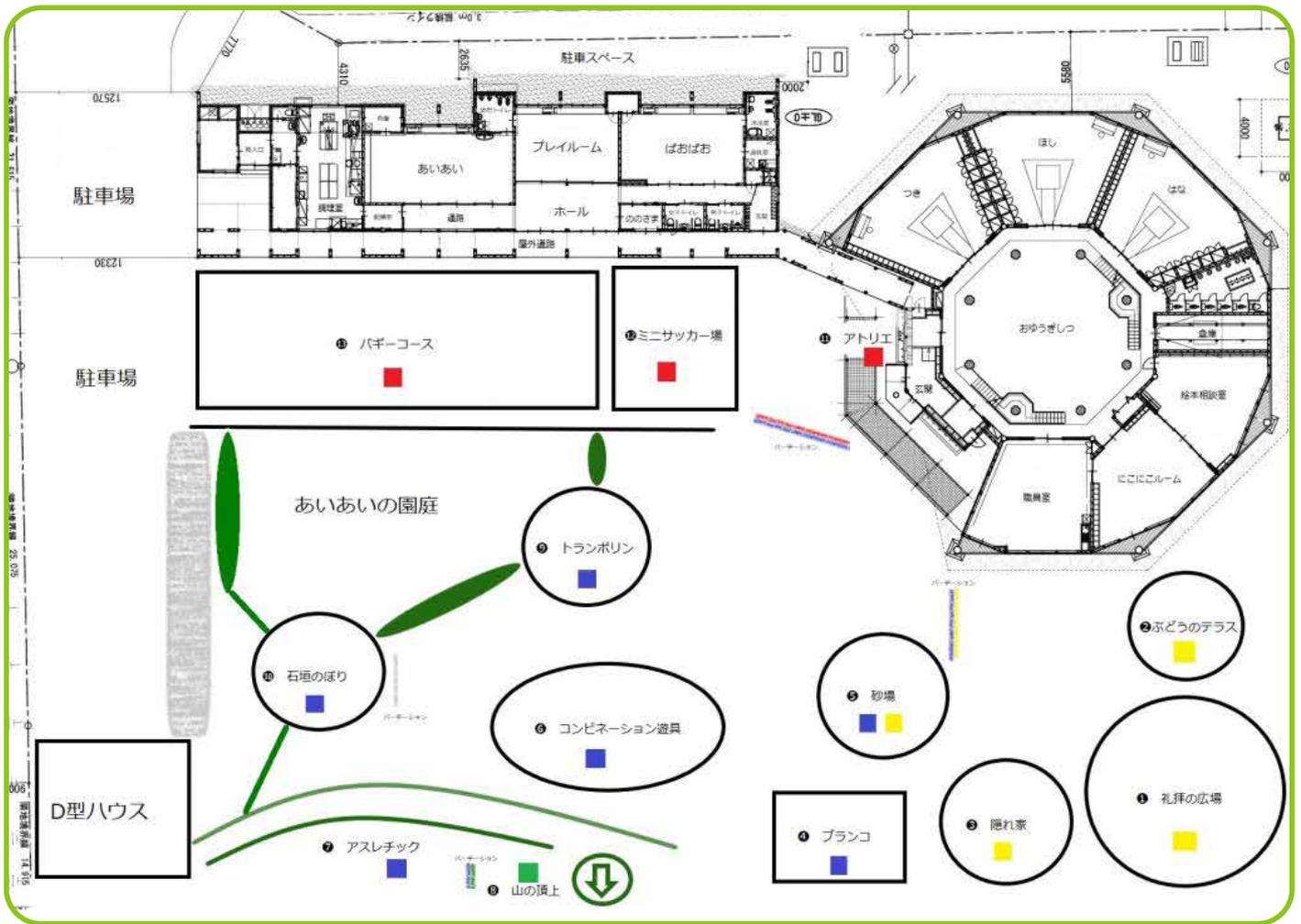
(4)課税証明書の提出について

- ①以下の例を参照し、申請者及び申請者と生計を一にする家族全員分の最新年度の「市町村県民税課税・非課税証明書（収入額の記載があるもの）」を提出してください。
- ②生活保護受給の方は、生活保護を受給していることがわかる書類（生活保護受給証明書等の写し）を提出してください。

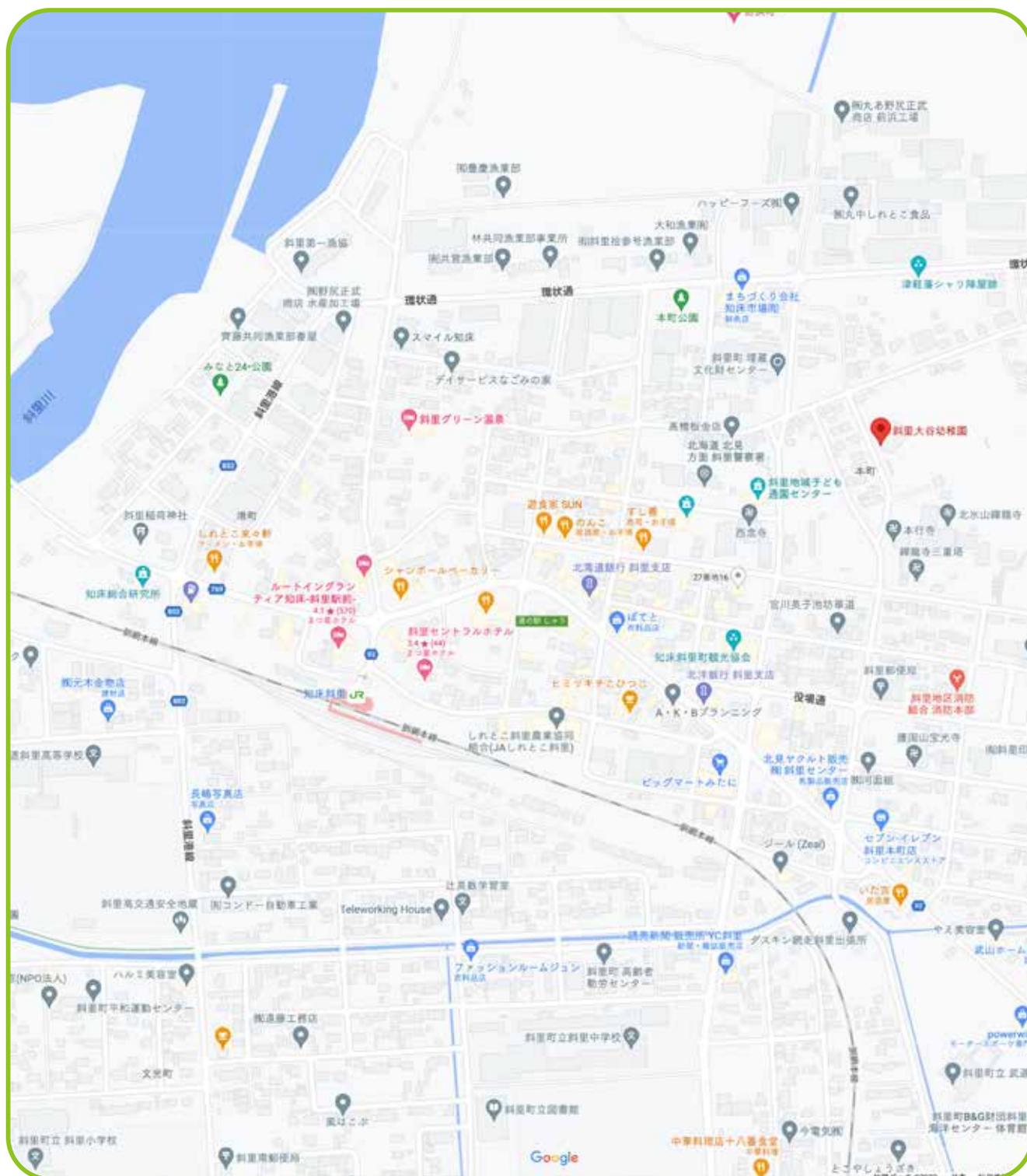
【例】

例	対象者	証明書類	備考
例1 家族と同居している	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の父・母	○	収入の有無にかかわらず必要 ※両親がいる場合は、それぞれ必要
	申請者の兄弟	△	収入がない場合は不要。収入があり、世帯の生計を支えている場合は必要
	祖父母	△	年金で世帯の生計を支えている場合は必要
例2 家族・親族等から仕送り等の援助を受けている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者へ仕送り等の援助している者が属する世帯	△	申請者と同一世帯とみなすので、例1と同様
例3 独立して生計を立てている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
例4 生活保護を受給している	生活保護受給世帯	○	生活保護受給証明書等の写しが必要

館内案内図



アクセス



《質問・お問い合わせ先》

認定こども園 斜里大谷幼稚園

TEL/FAX 0152-23-3880

<http://www.shariotani.com>

おちかいのことば

斜里大谷幼稚園は、仏教と教育をもとに、3つの教育目標をたて、「おちかいのことば」として、毎日、みんなで確かめ合っています。



おおたにの子は いのちを大切にします

- ・ ・ ・ ・ ・ 仏宝と体 <目指すこどもの姿> ・ ・ ・ ・ ・
- ・ 仏様に親しみ、いのちの尊さと生きる喜びを感じ、自分を大切しお友達を思いやる子ども
- ・ 健康や安全などの生活習慣を身に付けた子ども
- ・ 目標に向かって意欲的に生きる子ども

おおたにの子は 素直にありがとうを 言います

- ・ ・ ・ ・ ・ 法宝と知 <目指す子どもの姿> ・ ・ ・ ・ ・
- ・ 仏様の教えや、相手の声をよく聞き、自分を振り返る謙虚な子ども
- ・ 人や自然や社会の様々な事を全身で知り、沢山の恵みに感謝し、学ぶことを喜ぶ子ども
- ・ 学んだことから、自分で遊びを工夫し、生活に取り入れにっていく、可能性をひらく子ども

おおたにの子は みんな仲良くがんばります

- ・ ・ ・ ・ ・ 僧宝と徳 <目指す子どもの姿> ・ ・ ・ ・ ・
- ・ 仏様の願いをよりどころに、よく話し合い、協力しあう子どもたち
- ・ 自然や社会は、みんなの生活の基盤であることを知り、自らルールを守り、みんなのことを考えて行動できる子ども

